

令和8年6月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和8年6月総会

萩市農業委員会総会議事録

6月18日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第29号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について
議案第30号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について
議案第31号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

1番	中村 博	2番	横山 喜一郎
3番	三村 浩一	4番	守永 正範
5番	大石 博則	6番	鈴川 肇
7番	原川 久美子	8番	藤田 芳昭
欠席	矢次 利典	10番	岩本 裕子
11番	中野 恵子	12番	草野 隆司
13番	原田 知美	14番	金子 哲也
15番	大田 忠男	欠席	品川 民雄
17番	長富 繁美	18番	松田 由美子
19番	片岡 兼雄		

○議事録署名委員

6番 鈴川 肇 11番 中野 恵子

○議 事

事務局長

ただいまから、令和8年6月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、6番 鈴川委員、11番 中野委員
をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第27号第1項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月9日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で
現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約900mに位置し、赤丸でお示し
した箇所となります。

申請地は●●●ほか3筆で、地目は3筆が登記・現況が畑で、1
筆は登記が公衆用道路、現況が畑となっており、面積の合計は、1,
370㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は1,042㎡です。
権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さ
んです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、相続した農地につい
て、県外在住で農業後継者もないことから、不動産業者を通じて
農地の売却を希望しておられました。

この農地を譲受人である●●●さんが取得することとなり、双方
合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、萩市のご出身で、●●●にご実家があり、
現在は姉がお住まいで、●●●さん自身も萩へ戻ってこられるご予

定です。●●●さんの年齢は●●●歳で農業経験年数は10年です。姉が年齢●●●歳で、農作業従事日数は、ご姉弟ともに150日～200日と伺っております。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、晩白柚といった既存の柑橘を継続的に管理するほか、露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機や耕運機、散布機など営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第3番 6月9日、●●●推進委員さん、事務局2名、そして私で現地確認を行いました。

写真のように、これは1枚目の写真ですが、自家用の野菜をきれいに作って管理されておられます。また、隣の畑ですが、晩白柚の成木が17から18本くらいありますが、これもたいへん立派に管理されておられます。現在は、市内に住んでおられるお姉さんが中心で管理されていて、譲受人の●●●さんは月に3日くらい手伝っている程度だそうですが、将来的には姉弟二人で管理していきたいということです。本格的に農業経営を行いたいということで、問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、それでは、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.3kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●ほか2筆で、地目は登記・現況ともに田が2筆、登記・現況ともに畑が1筆あり、面積の合計は、1,908㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、相続した農地およびご実家の住宅について、農業後継者もいないことから、農地付きの住宅物件として市の空き家バンク制度に登録しておられました。

この物件を譲受人である●●●さんが取得することとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

なお、●●●さんは、珍しい苗字ですが、もともとは●●●の方ですが、帰化されており、国籍は日本人です。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はございません。農作業従事日数は、150日のご予定です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、鋤や鍬、草刈機などをお持ちで、必要に応じて作業機械を購入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 4 番 この件につきまして、6月1日に、事務局2名と、●●●推進委員と私の4名で現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。若干荒れておりますが、すぐそばに車が付けられるような道もありますので、管理するということでありまして、いずれにしましても、空き家に付随した農地ということで、特に問題はないものと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は261㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは農業後継者もないため、知人を介して農地付き住宅物件として譲受人に売買により譲与する旨の打診をされておられました。

譲受人の●●●さんはこの3月に●●●から移住してこられ、市

内に近い住宅物件を探しておられた折に、譲渡人からの打診があり、この申し出を受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳、奥様が●●●歳で、ともに農業経験はございません。農業従事日数はご夫婦ともに100日の予定です。

営農計画ですが、申請地において果樹や露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、鍬や鋤、草刈機、耕運機、除草散布機、軽トラックなどをお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 この件につきましても、6月1日に、事務局2名と、●●●推進委員と私の4名で現地確認をいたしました。空き家に付随した農地ということで、いかにも家庭菜園がこれですよというなかたちでされておりますので、特に問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約1.8kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか5筆で、地目は6筆ともに登記・現況が畑で、面積の合計は3,361㎡です。

譲受人は●●●、●●●の●●●さんで、耕作面積は1,339㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もおらず、耕作が困難であることから、知人で実質的な農地管理をなされていた譲受人の●●●さんへ贈与により譲渡する旨の打診をなされておられました。

この申し出を●●●さんが受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、農業経験年数は10年です。また、奥様が年齢●●●歳で農業経験年数は10年、ご夫婦の農業従事日数が150日から200日と伺っております。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地において文旦や甘夏といった柑橘類の栽培を引き続き行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、鋤や鍬のほか、草刈機、チェーンソー等をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 この件につきまして、6月1日に、●●●推進委員、事務局2名と私の4名で現地確認を行いました。●●●さんの文旦につきまし

ては、今から50年くらい前に先代の●●●さんが植えられてそのまゝの状態、非常にきれいに維持管理されておるような状態で、聞きましたら●●●さんが維持管理されているということなので、引き続いて管理されるものと思いますので、問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月9日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.2kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が畑で、面積の合計は303㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが、対象農地に隣接する宅地及び建物の取得を希望する譲受人の●●●さんからの打診に対して、隣接農地も併せて取得していただくように譲渡人の●●●さんからの申出に●●●さんが応じられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、農業経験年数は5年です。

農業従事日数は120日です。また、父親が年齢●●●歳で農業経験年数は5年、農業従事日数が120日です。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地において露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機や小型の耕運機をお持ちで、また必要に応じて、作業機械の購入をご検討でございます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 6月9日、●●●推進委員さん、事務局2名、そして私とで現地確認を行いました。内容は、先ほど事務局からの説明のとおりです。写真のとおり、草が茂っていてこれを畑にするのは大変だと思いますが、譲受人の●●●さんは小さいながらもユンボなど持っておられまして、そういうものも使って整備されて、息子さんがお父さんと一緒に露地野菜を作っていきたいということで、がんばってやってもらいたいと思います。特に問題はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第6項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る5月29日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約2kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は1,007㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は2,675㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●さんの奥さんである同じく●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは相続した農地について、ご主人で譲受人である●●●さんへ贈与により譲渡する旨の打診をなされておられました。

この申し出をご主人の●●●さんが受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、農業経験年数は48年です。農業従事日数は120日です。また、奥様が年齢●●●歳で農業経験年数は48年、農業従事日数が120日です。

営農計画ですが、申請地には、ビワや栗、柑橘などの果樹の栽培がなされており、引き続き果樹の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機や管理機など営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第2番 この件につきまして、5月29日、事務局と私で現地確認を行いました。内容につきましては、事務局からの説明のとおりです。現地は、ビワ、栗の果樹の栽培がされており、新しく柑橘類の苗木も移植されておりました。管理はこれまでとおり、夫婦でされるとの

ことで、かわりないと思います。後日見回りをしましたが、よく管理されていると感じました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第7項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第7項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記が田、現況が畑で、面積の合計は1,397㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は57,500㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、後の議案にも出てまいります、譲受人である●●●さんが代表を務められる「●●●」において事業展開されている塩の精製場を新たに整備するにあたって付帯する農地について、同じく●●●さんが代表を務められる関連会社の「●●●」がユズの栽培を行うこととして譲渡人の●●●さんから取得されることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は5年。農業従事日数が150日となっております。自身が経営する●●●の

従業員3名とともに現地の管理を行われます。

営農計画ですが、申請地においてユズの栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機、防除機など、営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 この件につきまして、6月8日、事務局3名と、●●●推進委員さん、私で現地確認を行いました。写真で見ると、非常に広々としていますが、測量等されて、かなり伐採されました。その前は、大藪でありまして、我々も木が倒されて広くなって、こういう状況だったというのがわかったくらいであります。ここに柚子を栽培されるということで、農地として回復されるということで、順調な整備をされればと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第7項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第8項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第8項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約750mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が畑で、面積の合計は109㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人である●●●さんが相続で取得した住宅と農地について、後継者もないことから●●●から移住される●●●さんへ空き家バンクを通じて売買により譲渡する旨、打診されておられたもので、この申し出を譲受人の●●●さんが受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●歳、奥様が●●●歳、娘さんが●●●歳で農業経験年数は3名ともございません。農業従事日数は本人が150日、奥さんが100日、娘さんが100日のご予定となっております。

営農計画ですが、申請地においてトマトやキュウリなど露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械をお持ちでないため、草刈機や鋤、鍬など必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第12番 この件につきましても6月8日、事務局3名と、●●●推進委員さん、私で現地確認を行いました。写真を見られても空き家ではありますが、非常によく管理されてありまして、菜園ということで管理され維持されるということです。問題はないと思いますので、

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第8項について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第8項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第9項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第9項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で
現地確認を行いました。

申請地は、●●●地区にある農産物直売所「●●●」から北西へ
約100mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記が田で現況が畑、面積は392㎡
です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利
の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんで
す。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、相続した農地および
ご実家の住宅について、農業後継者もないことから、農地付きの
住宅物件として空き家バンクを通じて、譲受人へ売買により贈与
する旨打診をされておられました。

この申出に譲受人が応じられることとなり、双方合意の上、本申
請に至ったものでございます。

お母さまが、同じ●●●地区にいらっしゃいまして、お母さまの
通院に近くバス停も近いということもあり、こちらの住宅物件を取
得されるということで伺っております。写真にちらっと写っている
家が、取得される住宅です。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、農業経験年数はございません。農業従事日数は60日のご予定です。お母さまが年齢●●●歳で農業経験年数30年、農作業従事日数が100日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、鋤や鍬のほか、草刈機、散布機、耕運機などをお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 4 番 この件につきまして、6月4日事務局3名、●●●推進委員さん、と●●●行政書士さんと私で現地確認を行いました。内容については、事務局が詳細に説明をされたとおりです。現在、譲渡人の●●●さんは、●●●に住んでおられまして、お父さんが亡くなられた後、家、土地、田、山はちょっとわかりませんが、全部売りたいということで探しておられました。●●●さんの知人から●●●さんに、こういう物件があるがどうかねと言われて、家と土地を購入されました。今回の畑につきましては、直接●●●に電話して、交渉されたようです。お母さんは全然知らないと言われていました。私もお母さんをよく知っておりますので、買われてよかったと思いますけれど、後に残った田が7、8筆ありまして、圃場整備の田が2枚、それもこの集落で一番下側で、水がとても悪いです。私も1、2年作ったことがあるのですが、これから買う人はいないだろうと思ってこれが一番ネックになっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 まだ問題は残るようですが、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第9項について、

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第9項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第10項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第10項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2.9kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●ほか4筆で、地目は登記・現況ともに田が3筆、登記・現況ともに畑が2筆で、面積の合計は2,715㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、相続した農地およびご実家の住宅について、農業後継者もいないことから、農地付きの住宅物件として市の空き家バンク制度に登録しておられました。

この物件を譲受人である●●●さんが取得することとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、農業経験年数はございません。農業従事日数は150日のご予定です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、鋤や鍬のほか、必要に応じて作業機械を導入するご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 3 番 ただ今、事務局の説明のとおりですが、6月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、私と事務局で現地確認を行いました。推進委員の話で、去年はよく草刈りがされていましたが、今年は草がぼうぼうだから、どうだろうということで、私も見ていたところですが、彼らも日々きちんと見ているということが、よくわかりました。議受人ですが、頑張ってもらったらいいかと思います。人口が一人増えるということで、良いことだと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ●●●さんは、独身ですか。

事 務 局 独身です。

議 長 はい。わかりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第10項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第28号第1項について説明いたします。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地

調査を行いました。

申請地は、●●●から北へ970mの国道沿いに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない、海沿いの台地に柑橘園が広がる地域にある小農地で、第2種農地です。該当条文はありません。

申請地は、●●●、地目は、登記は田、現況は畑、面積は1,400㎡外1筆、合計面積は2,975㎡です。

申請地と山林3筆の一体利用地を含めた合計面積は3,579㎡です。

なお、一体利用地は5月総会で現況確認書の交付についてで、非農地証明を報告しました、●●●、●●●、●●●になります。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんほか1名です。

こちらが申請地で、先ほどの議案第27号第7項の3条申請地の隣にある農地です。

(写真の説明 5枚)

転用目的ですが、市内で柑橘類の加工製造販売などと併せて、平成21年から塩の製造販売を行なっている●●●さんが、現在は、●●●の●●●から海水を採取し、15km離れた●●●の釜場までタンクローリーで運んで塩の製造を行っているため、工場へ海水の送水が直接でき、国道沿いで利便性が良い申請地に、塩工場・木材加工場、直売所、並びに駐車場を整備するものです。

塩の精製方法は、古式製塩法と言い、海水を鉄製平窯で煮詰めて塩を精製する製法とのことです。

所有者の●●●さんと●●●さんは、●●●さんの申出に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側に先ほどの議案第27号第7項の3条申請地の譲渡人●●●さん所有の畑●●●と●●●、南側に●●●さん所有の田●●●(現況は雑木が生い茂っています)がありますが、隣接農地承諾書も添付されており、特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、一体利用地の●●●先の海岸から取水ポンプ、自動給水ポンプにて海水をくみ上げ、受水槽に入れ、ポリエチレン管(口径50ミリ)の送水管を用いて、同じく一体利用地の●●●と●●●と農道●●●号線や赤線(道)及び水路を經由し、申請地内に建築予定の塩工場まで送水するものです。送水管の

延長は130mです。

申請地内には、木造合金メッキ鋼板葺平家建の塩工場・木材加工場1棟、建築面積170.08㎡、木造合金メッキ鋼板葺2階建の直売所1棟、建築面積144.0㎡と、大型バス5台分、普通車7台分 合計12台分の駐車場を整備される計画です。

なお、ここは上水道が敷設されていませんので、敷地内をボーリングして井戸水を使用する計画です。

また、農道●●●号線等を経由する送水管等の設置については、漁港区域内の公共空地における土地の占用にあたるため、●●●と●●●から同意を得ておられ、萩市農林水産整備課からは占用許可がおりています。

併せて、申請地は、北長門国定公園普通地域内にあり、工作物を新築するため、自然公園法第33条第1項の規定により、普通地域内工作物の新築行為届出書を萩市観光政策課に提出され、受理されています。

なお、国道からの進入路については、アスファルト舗装される予定ですが、現在、山口河川国道事務所と道路工事施工承認申請について協議中です。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で西側にある水路（青線）に流し、汚水は、合併浄化槽を設置し、同じく西側にある水路（青線）に流すため適当です。

被害防除計画ですが、支障木の伐採、伐根を行い、ほぼ現状地盤高で整地し、進入路部分は10%勾配となるよう0～0.4m盛土し、西側の農道・水路側は生垣を植栽するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、盛土を行う関係で、盛土規制法に該当しますが、申請地は、宅地造成等工事規制区域内ですが、盛土をする土地の面積（進入路部分）が500㎡を超えませんので許可不要となっています。

こちらが塩工場・木材加工場の平面図となります。木材加工場から木材を焚口に入れ、工場で海水を煮詰めて塩を精製します。

こちらが塩工場の断面図となります。

こちらが塩工場・木材加工場の立面図となります。建物の高さは、5.38mです。

つづきまして、こちらが直売所の平面図となります。1Fが塩選別室・保管庫・職員休憩室・トイレ、2Fが直売所、トイレと予備室になっております。

こちらが直売所の立面図となります。建物の高さは、7.40mです。

（写真の説明）

参考までに、これは、萩のごちそうと言うHPで「萩の塩屋」の

照会を出ている●●●の塩工場の状況です。海水を入れてガスで焚いて、塩を取り出すということです。もともと塩工場は●●●にあったようですが、●●●から●●●に移転しておりまして、●●●の時は、薪で煮詰めていたそうです。●●●は●●●さんのすぐ後ろにありますが、住宅の関係で煙が出ないようにということで、LPGガスを使われているということで、●●●では薪でされると聞いております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 この塩は何か特徴があるのですか。甘いとか辛いとか。

事務局 ●●●さんの販売ストアでは、「萩の塩」という名称で200g 766円で販売されています。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 この件につきましても、先ほどの3条申請の隣接の地域になります。写真を見てもらっても名残の灌木が残っておりますが、はっきり言って大藪といいますか、今こういう状態になっております。●●●さんも、●●●ではじめ、トラックで水を汲んで塩水で作られていましたが、やはり海で直接汲んですぐ塩にできる場所を探しておられたようなのですが、我々にしたら、よくいいところを見つけられたなど関心をもっているところです。大藪だったところが、いい意味で利用されるということで、地元の海水を生かした直売所なり、利用されるということで、それと地元で説明会を行ったり、山口県漁協協同組合等の許可や自然公園法の手続きも順調にしているようです。地元としても大藪だったところが、環境のいいように開発・利用されるということは歓迎するというような感覚をみなさんもっておられるようです。●●●さんにすれば、理想の塩工場ができるということで、頑張ってもらいたいと思います。そして、「萩の塩」ということで、販売されていますが非常に人気のある塩でありまして、国外にも輸出されているようで、非常に儲かっているようです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第29号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地中間管理事業による利用権設定について、農地中間管理事業法第19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構からの計画案作成協力に基づいて市町が農用地利用促進計画(案)を作成し、農地中間管理機構へ提出することとなります。この作成された、農用地利用集積等促進計画(案)については、機構法第19条第3項により農業委員会の意見を聴取するものとあることから、計画(案)について意見を問うものです。

このたびの農用地利用集積等促進計画(案)ですが、旧相對契約にあたる一括方式により、7月1日付けで新規契約を行うものを上程するものです。

それでは、旧相對契約にあたる一括方式についてご説明いたします。議案書7ページの利用権設定状況のとりまとめ表をご覧ください。

令和8年7月1日付けで利用権設定されるものは、萩地域、須佐地域において新規設定がございまして、総件数は3件、筆数が5筆、地目はすべて田で、面積の合計は11,284㎡になります。

次の8ページに地域ごとの促進計画の内容を記載しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第29号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり承認いたします。

議 長 議案第30号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第30号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」についてご説明します。

本議案につきましては、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価を行うもので、内容について、ご承認をいただきましたら、関係機関へ報告するとともに、市及び全国農業会議所のホームページで公表いたします。

それでは、議案の10ページをご覧ください。10ページは令和7年4月1日現在の、農業委員会及び農家・農地等の状況で、萩市管内の耕地面積は4,160haとなっています。

次に、1枚めくっていただいて、11ページ、最適化活動の実施状況でございますが、1の(1)、農地の集積については、②の目標において、令和7年度末の集積率の目標は70%でしたが、③の実績において、令和7年度末の集積率が41.75%となり、目標に対する達成状況は59.6%となりました。農業委員会の点検結果として「資材費の高騰等で農業経営が厳しい中、認定農業者等担い手の一部は経営規模を縮小するなど集積面積の減少が進んだ。一方で、田万川地区の認定農業者による規模拡大や須佐地区の新たな集落営農法人の設立等により24haの新規集積につながった。」といたしました。

次に、(2)遊休農地の発生防止・解消でございますが、②の目標で、アの既存遊休農地の解消において、緑区分の遊休農地の解消目標面積が5haとなっており、続いて12ページ、黄区分の遊休農地面積が30haとなっておりましたが、③の実績において、令和7年度の緑区分の解消実績面積は1.5ha、目標に対する達成状況は30%となりました。黄区分の遊休農地の解消については「工程表は策定していないが、山林原野化した農地については非農地判断を進めた。」といたしました。

次に、④その他は、農地の利用状況調査の実施状況でございます。利用状況調査は令和7年7月から10月に実施、結果の取りまとめは11月から12月に実施いたしました。農業委員会の点検結果としては「解消目標面積には達していないが、1号遊休農地が農地中間管理機構への貸付や保全管理等により減少した。」としております。

つづきまして、(3)、新規参入の促進でございますが、②の目標で、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が、19haでございましたが、次の13ページ、13ページの③の実績は、13.2haとなり、目標に対する達成状況は69.5%となりました。また、参考として、令和7年度の新規参入者の参入状況は、農地を取得して新たに参入した参入経営体の数が24、取得農地面積は14.9haとなっております。

農業委員会の点検結果としては「目標は達成できなかったが、就農希望者等へ農地のあっせんが円滑に行えるよう所有者の意向把握をさらに進める必要がある。」といたしました。

ページ中段の、2、最適化活動の活動目標については、(1)で、農業委員さん、推進委員さんの活動目標を月に10日とし、(2)、活動強化月間の設定については、目標3回に対し、実績は3回となりました。続いて、1枚めくっていただいて、14ページの(3)、新規参入相談会への参加については、目標1回に対し、実績は1回となりました。

14ページ中段の「目標の達成状況の標語」を決定するため、これらの実績について、令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知、「農業委員会による最適化活動の推進等について」の別表に基づいて点数を計算したところ、合計点が5点となり、標語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

また、その下の【推進委員等の点検・評価結果】でございますが、こちら、課長通知の別表に基づいて点数を計算したところ、「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」委員さんが1名、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」委員さんが13、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」委員さんが19、「やや下回る結果となった」委員さんが11となりました。

最後に、15ページは総会の開催実績、農地法3条、農地転用の実績等を掲載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●会長が挙手)

第19番 13ページの目標に対する達成状況69.5%、新規参入者の参入状況24経営体、取得農地面積14.9haとありますが、それはどこの方ですか。

事務局 今、会長さんの方から、13ページの③の実績、新規参入者の参入状況というところについてご質問がございましたけれども、この新規参入者というのが、下の方に、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数と書いてございます。

今日の3条の議案で10件中、6件が耕作面積0㎡の方の申請で、主に空き家バンクを通じてですとか、住宅付き物件など、農地の取得でしたけれども、この24経営体というのも、そのようなかたちで、主に令和7年度中に、耕作面積0㎡の方が住宅と一緒に農地を取得された経営体数で、市外、県外から新たに、例えば●●●、●●●のように、市外から入ってこられて、何ヘクタールも取得して大規模な農業経営をされるといったかたちでの新規参入の方は入っておりません。

議長 はい。説明が終わりました。ほかに、発言のある方はおられませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第31号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 それでは議案第31号第1項について説明いたします。議案は17ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西に740mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は96㎡、外1筆で合計面積は148㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、先ほどの議案第27号第8項の3条申請地の隣と宅地を挟んで隣にある農地です。

(写真の説明2枚)

申立てによると、申請地2筆は、令和3年8月に相続したが、●●●は昭和51年に居宅建て替えの際に、居宅に付随する庭として整備され、●●●は昭和52年頃に倉庫を建築する以前から家屋が存しており、従前より建物敷地の一部として利用されていたということです。

本調査によると、申請地●●●は隣接宅地●●●に建てられている居宅の庭として、●●●は隣接宅地●●●と併用して、木造スレート葺平家建の倉庫1棟が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

6月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西に1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は321㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、先ほどの議案第27号第9項の3条申請地の宅地を挟んで隣にある農地です。

(写真の説明4枚)

申立てによると、申請地は、隣接宅地●●●に建てられている昭和51年12月建築の居宅の一部がはみだして建てられており、さらに未登記建物の物置・納屋及び庭石・庭木もあり農地としての現

況をとどめていないとのこと。

本調査によると、申請地は、隣接宅地●●●と併用して木造瓦葺2階建の居宅1棟が建てられ、併せて、建築年月日不詳の木造瓦葺平家建の物置1棟、木造瓦葺平家建の納屋1棟も建てられ、建物敷地として利用されており、また、庭石・庭木もあり、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告します。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、以上で議案第31号の報告は終わります。

議 長 ここで、事務局から、報告がございますので、よろしくお願いします。

事 務 局 議案30号で、先ほど、新規参入の経営体について、説明しましたが、ほとんどが住宅付きの農地の取得ということでご説明しましたが、中には●●●の方で、新たに農業参入ということで、●●●さんの●●●さんが、8反の田んぼを取得されているのと、今日、●●●さんの塩工場転用申請がありましたが、●●●さんの社長さんの●●●さんが●●●の方で5.8haの柚子の畑を取得されているもの、あともう1件、●●●の●●●の方で新たに農業を始めたいということで、●●●からの移住ではありますが、2.6haの田んぼを取得されている新規参入経営体がございます。この●●●の移住の方も、地元で頑張っておられる新規就農者の方がいらっしゃるのですが、その方と一緒に頑張って田んぼをやっていくということで聞いておりますので、24経営体すべてが住宅付きということではなく、こういうかたちで新規参入も何件かはあるということでご説明したいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。何かご質問がございますか。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上をもちまして、本日の議案の

審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前１０時３５分 閉会